

新聞の購読契約、高齢者の契約トラブルが増えています！

事例

担当する高齢者が、先日自宅を訪問した新聞の勧誘員に「コロナの関係で協力してほしい、隣の住民も協力してくれた。」と契約書をおいていかれた。勧誘員が勝手に隣の住所をそのまま書き、高齢者の名前でサインをした。

購読期間は、来年の1月から6か月となっている。休日に、90代の高齢者が、「断りたい。」と私に相談してきた。クーリング・オフのハガキを書いて送っている、他に何をしたらよいか。(50代 ケアマネージャー)



アドバイス

- 事例のように、購読開始時期が「半年後の〇月から」といった先の契約をさせられるケースがあります。認知症の高齢者の場合、配達が始まって初めて契約していたことに周囲が気づくこともあります。
- 訪問販売でクーリング・オフ（契約解除）ができる期間は契約書を受取ってから8日間です。期間を過ぎると中途解約は難しいので注意が必要です。
- 景品を受取っていても、解約したい場合は、事業者申し出ましょう。事業者が、消費者の判断力が不足している状態（認知症等）で契約したときは、消費者の解約申し出に応じなければならない等、日本新聞協会・新聞公正取引協議会が制定する「新聞購読契約に関するガイドライン」に定められています。
- 高齢者には周囲の見守りや声掛けが大切です。家族や周囲の方は、一人暮らしや高齢者のみの世帯で見慣れない商品や契約書等に気づいたら、さりげなく事情を聞いてみてください。

※詳しくは、[新聞購読契約に関するガイドライン](#)

検索

●問い合わせ先

名寄地区広域消費生活センター ☎01654-2-3575

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

